

事務連絡
令和8年5月20日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

高齢者の保健事業の効果的・効率的な実施のための
「一体的実施・KDB活用支援ツール」の改修について

後期高齢者医療制度の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条第1項に規定する高齢者保健事業については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」という。）を中心的な取組とし、実施主体である後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、広域連合から一体的実施の委託を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）と協力しつつ、被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な高齢者保健事業を展開することとしております。

これまでに、令和3年度の厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業）「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進に係る検証のための研究」研究班による助言に基づき、10の抽出条件に基づいて対象者を抽出し、健診・質問票、医療レセプト、介護情報を一元化してCSVとして提供する「一体的実施・KDB活用支援ツール」（以下「活用支援ツール」という。）を国民健康保険中央会において開発し、広域連合や市町村においてご活用いただいております。

今般、さらなる利便性向上を目的とし、下記のとおり改修を行いましたので、都道府県及び広域連合におかれては、活用支援ツールの活用を進めていただくとともに、管内市町村に対しても周知していただきますようご配慮をお願いいたします。

記

【改修概要】

- ・ 「通いの場等で把握した後期高齢者の質問票」のデータを保健事業に活用可能とするための改修
- ・ 活用支援ツールより出力されるCSV項目に「医療費・介護給付費」の情報を追加
- ・ 活用支援ツールより出力されるCSV項目に「資格」の情報を追加

【参考資料】

「一体的実施・KDB活用支援ツール改修に係る対応について」
(国民健康保険中央会)

※ 今般の改修で、通いの場等で把握した後期高齢者の質問票のデータが支援対象者の抽出に当たって反映されることとなりますが、データヘルス計画の総合的な評価指標（共通評価指標）におけるハイリスク者割合の算出方法の考え方については、「高齢者の保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価に向けた手引き」（厚生労働省ホームページ内）を参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56322.html

(照会先)

厚生労働省保険局高齢者医療課

TEL : 03-5253-1111 (内線3206)

Mail : hokenzigu@nhl.w. go. jp